

8月27日(火)大雨災害等に係る災害対策本部設置について

1 趣旨

8月27日(火)の大雨災害により、市内において、住家被害、道路被害、河川被害、農地被害等が多数発生していることが確認されていることや、九州地方を中心に甚大な被害をもたらしている台風第10号の接近による影響が想定されることから、本部長である市長を先頭に、庁内で連携し被害への迅速・円滑な対応を行うため、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するもの。

2 本部設置日時

8月29日(木) 午後6時

3 事務局設置場所

盛岡市役所 別館4階 402会議室 ※8月30日(金)午前10時以降（予定）

4 本部体制

警戒配備体制に準じた体制とする。

ただし、常駐型の設置ではなく、必要に応じて参集を行う設置形式とする。

5 対応内容

次の対策等について、各部が連携し、状況把握、対応方針の調整及び全庁的な対応を図る。

- (1) 孤立世帯（上米内地区での孤立世帯6世帯13人）の対策
- (2) 住家被害（床上浸水・床下浸水）への対応
- (3) 市道、河川等の復旧対応
- (4) 農地、林道の復旧対応
- (5) 流入土砂の対応
- (6) 災害廃棄物の対応
- (7) 生活再建支援
- (8) 国・県等への復旧に向けた要望
- (9) その他、上記対応に係る予算措置対応や、市民周知、関係機関への支援要請等